

# 第1章 介護予防・日常生活支援総合事業の概要

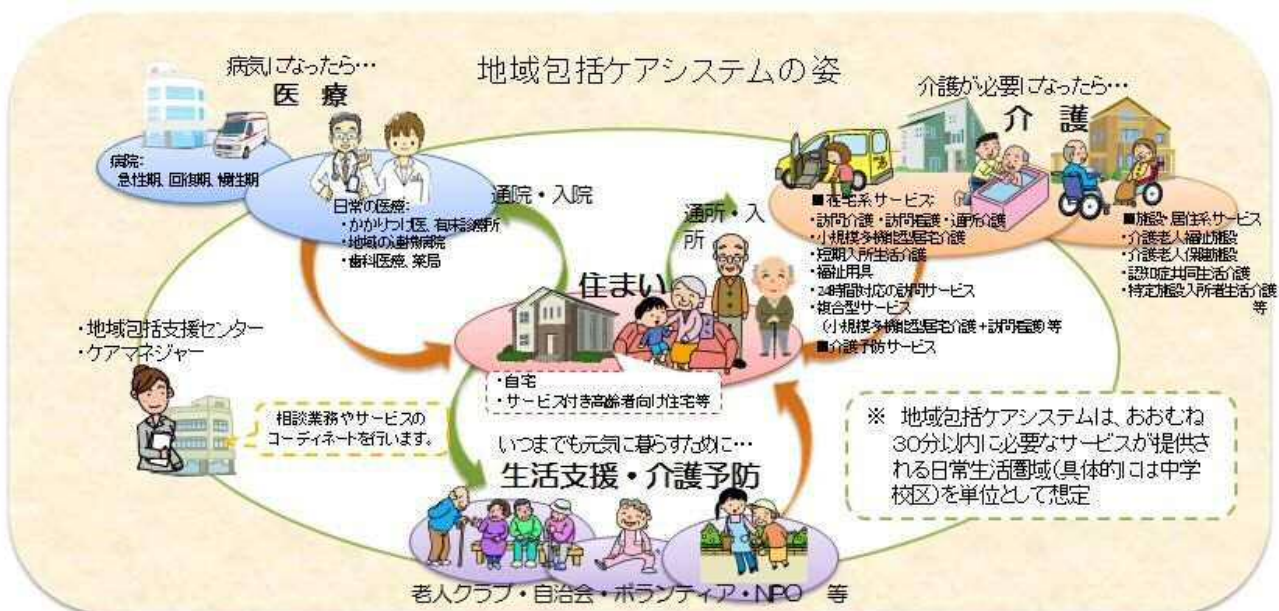
※以下、「介護予防・日常生活支援総合事業」を「新しい総合事業」といいます。

## 1. 新しい総合事業の考え方

厚生労働省は、平成27年3月31日厚生労働省告示第196号「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」において、以下のように示しています。

### ①地域包括ケアの視点

「団塊の世代が75歳以上となる平成37(2025)年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。」



### ②新しい総合事業の考え方

「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを旨とするものである。」

### ③対象となる方(要支援者等)の考え方

「掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されている。」

2. 新しい総合事業への移行時期
さいたま市では、平成 29 年 4 月に移行し、平成 37 年（2025）年に向け順次検討を行います。
3. 法的根拠
<ul style="list-style-type: none"><li>・介護保険法第 115 条の 45 第 1 項</li><li>・地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第 14 条第 1 項</li></ul>